

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金により造成した基金を用いて実施した事業の補助対象事業費の一部が補助対象外

2件 不当金額(支出) 1139万円

1 基金事業の概要

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、交付要綱等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会^(注)は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を実施する畜産クラスター協議会に対して、この基金を取り崩して、都道府県を通じて補助金(以下「基金補助金」)を交付している。

実施要領によれば、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等の施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備等に要する経費とされている。そして、補助の対象となる施設とは、家畜の種類ごとに定められた繁殖雌牛用牛舎等の家畜飼養管理施設等であり、施設と一体的に整備する設備とは、当該施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、当該施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

(注) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合等の関係者が参画し設立する協議会

2 検査の結果

2協議会のそれぞれの構成員である2事業主体は、事業費計9億5828万円(補助対象事業費計8億659万円)で家畜飼養管理施設等の施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備を実施したとして2協議会に報告していた。そして、2協議会は、報告を受けた上記の事業費に基づいてそれぞれ補助対象事業費を算定した上で、新潟県に対して実績報告書を提出し、同県を通じて基金補助金計4億3298万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けて、同額を2事業主体に交付していた。

しかし、上記の事業費には、構内道路のアスファルト舗装等の整備に要する経費が含まれており、これらは、家畜飼養管理施設等の施設ではないことから、補助の対象となる施設に該当せず、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものではないことなどから、施設と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。

したがって、上記構内道路のアスファルト舗装等の整備に要する経費計2278万円は補助の対象とはならず、取り崩された基金計1139万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に対する 国庫補助金等交付額	不当と認め る事業費 〔国庫補助対象事業費〕	不当と認め る国庫 補助金等 相当額
農林水産 本省	公益社団 法人中央 畜産会	新潟県 十日町妻有パーク 振興協議会 有限会社姿農場 (事業主体)	畜産・酪農 収益力強化 整備等特別 対策	平成 28、 29	円 4億7660万 (4億4130万)	円 2億2065万	円 570万 (570万)	円 285万
同	同	新潟県 世界農業遺産の島 “佐渡”畜産推進 協議会 佐渡農業協同組合 (事業主体)	同	29、 30	4億8168万 (4億2466万)	2億1233万	1708万 (1708万)	854万
計		2事業主体			9億5828万 (8億6596万)	4億3298万	2278万 (2278万)	1139万